出産育児一時金について

■医療保険各法(健康保険法や国民健康保険法)に規定されている保険給付には、現物給付と現金給付がある。

(現物給付)

⇒ 療養の給付(診察、薬剤・治療材料の支給、処置、手術その他の治療 等)

(現金給付)

⇒ 傷病手当金、埋葬料、**出産育児一時金、**出産手当金、療養費、移送費 等

出産育児一時金とは

【給付目的】

〇出産に直接要する費用や出産前後の健診費用等の出産に要すべき費用の経済的負担の 軽減を図るために支給されるもの。

【給付対象】

- 〇被保険者及びその被扶養者である配偶者等が出産した場合。
- 〇年間の支給件数は約111万件(平成17年度)。

【給付金額】

○35万円(平成21年1月から産科補償制度加入分娩機関で出産した場合、原則3万円加算)。

【給付手続】

- 〇出産後、被保険者は医師等または市町村長から出生に関する証明を受けた所定の申請書を 保険者に提出する。
- 〇出産の費用に出産育児一時金を充てることができるよう、被保険者の事前の請求により 医療機関が被保険者に代わり出産育児一時金を受け取ることができる仕組みがある(受取代理)。

出産育児一時金の見直し案について

- 1. 出産育児一時金の額の引上げについて
- ・緊急の少子化対策として実施。当面2年間の暫定措置
- ・全国一律に4万円引き上げ(政令改正)
- ・保険者に対する国庫補助については、保険者への影響度合いに応じた重点的な補助
- 2. 医療機関への直接支払いについて
- ・今回の引上げ分に伴う国庫補助の支給対象を、医療機関等に直接支払う体制を整備した 保険者に限ることにより、直接支払を徹底
- ・医療機関は、明細を添えて保険者に出産費用を請求 保険者は、支払業務を原則として審査支払機関に委託
- ・審査支払機関、医療機関等におけるシステム改修を要するため、施行は21年10月
- 3. 出産育児一時金のあり方の検討

妊婦の負担軽減を図るための出産に係る保険給付やその費用負担の在り方を検討